

議案第91号

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第12項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。